

2019年度小企業者組織化特別講習会事業助成金のお知らせ 組合等の講習会等の実施に際し、最大2/3を支援いたします！

組合等が抱える様々な課題あるいは人材育成等について、講習会等の開催を通じて、その解決に向けて支援します。

1. 事業対象者

- ① 事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
直接又は間接の構成員の3/4以上が小企業者（常時使用する従業員数が5人（商業・サービス業は、2人（以下同じ））以下の会社及び個人）であるもの
- ② 協業組合
常時使用する従業員数が5人以下のもの又は組合員の3/4以上が協業実施直前において小企業者であったもの
- ③ 事業協同小組合及び企業組合
- ④ 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会
会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、3/4以上が小企業者であるもの
- ⑤ 上記①～④に掲げる組合以外の組合（生活衛生同業組合等）であって他の特別の法律に基づく組合は、その直接又は間接の構成員の3/4以上が小企業者であるもの

2. 事業対象となる内容

2020年2月20日までに実施する組織制度・共同事業・経営・税務・労働・法律・中小企業施策等についての講習

3. 助成金額

補助対象経費総額の2/3以内であって、80,000円を限度

4. 助成予定組合数

3組合（※予定組合数に達し次第締め切ります。）

5. 補助対象経費

- ①講師謝金 ②講師旅費 ③会場借料 ④資料費
- ⑤通信運搬費 ⑥消耗品費



6. 事業費用の負担

事業補助対象経費合計額の1/3相当額が自己負担となります。（事業終了後に請求）

7. 申込みについて

開催日の1ヶ月前までに所定の「実施計画書」を本会に提出して下さい。

お問合せ先	徳島県中小企業団体中央会 総務課 沖津
	TEL 088-654-4431
	FAX 088-625-7059